

新型コロナウイルス感染防止のための職員の行動指針

令和4年1月11日改正
埼玉県済生会鴻巣医療福祉センター

<目的>

新型コロナウイルス感染症への対策として、患者様や利用者様の生命を守る立場であるという自覚のもと、職員として取るべき行動について定めるものとする。

1.出勤前の検温の徹底

毎朝、出勤前に体温の計測と健康チェックの記録を行う。

発熱など感染が疑われる症状がある場合は出勤を控えるとともに、所属長に連絡する。

2.マスクの着用等

常時マスクを着用し、手洗い、うがい、手指消毒をこまめに実施する。

3.清掃・消毒の実施

ドアノブ、手すり、蛇口などのよく触れる場所について、拭き取り・消毒を行う。

4.活動の制限

- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底する。
- ・極力、業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用する。
- ・居場所の切り替わりに注意し、休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底する。

5.新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合

感染症の陽性者や濃厚接触者に該当した場合は、直ちに所属長に報告する。

6.国等から新たな行動指針が出た場合は、その指針に基づいて行動する。